

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和 8 年 8 月 21 日午後 1 時 30 分から令和 8 年第 9 回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場 4 階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は 20 名で次のとおりである。

第 1 番委員	山 路 和 弘	第 11 番委員	阿 部 路 子
第 2 番委員	高 橋 義 隆	第 12 番委員	坂 井 聡
第 3 番委員	有 住 寿 哉	第 13 番委員	千 葉 次 郎
第 4 番委員	高 橋 幹 夫	第 14 番委員	渡 辺 好 章
第 5 番委員	小 坂 倫 充	第 15 番委員	倉 田 和 久
第 6 番委員	岩 野 悦 子	第 16 番委員	高 橋 重 貴
第 7 番委員	佐 藤 祝	第 17 番委員	高 橋 寿 一
第 8 番委員	及 川 宏 和	第 18 番委員	小 嶋 教 三
第 9 番委員	宮 本 賢	第 19 番委員	高 橋 正 則
第 10 番委員	田 口 敏	第 20 番委員	菊 地 成 壽

2. 本会議を欠席した委員は 0 名である。

3. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事 務 局 長	関 口 潤
事務局長補佐	及 川 博
係 長	田 尻 和 稔
主 査	巴 春 菜

4. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第 1 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の取下げについて
議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について
議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第 3 号	農地法の適用外証明願の審査について
議案第 4 号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について
議案第 5 号	令和 8 年度岩手県農業委員会大会における農業施策の充実に関する要請事項について

5. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	田 尻 和 稔
主 査	巴 春 菜

議	長	只今から令和 8 年第 9 回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。 時間 13 時 30 分
議	長	只今の出席委員は、20 名であります。 定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第 11 条の規定により会議は成立いたしました。
議	長	日程第 1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第 14 条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	異議なしと認め、議事録署名人には 1 番山路和弘委員、2 番高橋義隆委員を、書記には事務局を指名いたします。
議	長	日程第 2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
議 事 務 局 長 補 佐 議	長 佐 長	日程第 3、諸般の報告に入ります。事務局長補佐報告を求めます。 【別添報告書に基づいて事務局長補佐朗読説明】 報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
議	長	日程第 4、報告第 1 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の取下げについてを議題とします。 事務局説明を求めます。
事 務 局 議	局 長	【事務局 朗読説明】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	質疑がないようですので、報告第 1 号を終わります。
議	長	日程第 5、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議についてを議題とします。 事務局説明を求めます。
事 務 局 議	局 長	【事務局 朗読説明】 説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。 ———なしの声あり———

議	長	質疑なしと認めます。 討論に入ります。討論ございませんか。 ——なしの声あり——
議	長	討論なしと認めます。 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。 ——委員挙手——
議	長	挙手全員であります。 よって、当案件は、許可することに決定しました。
議	長	日程第6、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。 事務局説明を求めます。
事務局	局長	【事務局 朗読説明】 説明が終わりました。 つづいて、現地調査の報告を求めます。 番号1番の案件について、14番山路和弘委員より報告願います。
第14番委員		14番山路です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。 8月20日の午後に、南方地区の高橋義隆委員、千葉次郎委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。 譲受人である[]が宅地分譲地を造成するため、譲渡人である[]所有の田を売買により取得し、永久転用しようとするものです。 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。 一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。 周辺農地への被害防除措置としては、隣接する農地が無く、北側と東側に水路、西側と南側は宅地に囲まれているため周辺農地への被害は想定されません。また、転用候補地内に水路がありますが、計画地内に設置する位置指定道路に側溝を整備し、東側の町道の側溝へ切り回すとともに、排水桝の設置等により雨水を排水する計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。 以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。 以上で現地調査の報告を終わります。 ご苦労様でした。 次に、番号2番の案件について4番高橋幹夫委員より報告願います。
議	長	

第 4 番 委 員

4 番高橋です。番号 2 番の案件について、現地調査の報告をいたします。

8 月 19 日の午後に、永岡地区の阿部路子委員、高橋寿一委員、小嶋教三委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である[]が自己住宅を建築するため、譲渡人である[]所有の畑を所有権移転により売買し、永久転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地となりますが、集落に住宅を建築しようとするものであることから「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という例外規定に該当すると判断します。

一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。

また、周辺農地への被害防除措置としては、北側と西側が農地に隣接しており、L 型擁壁を設置する。東側と南側は道路に接しており、南側の一部に進入路を設置し、それ以外は L 型擁壁を設置する。家庭内排水は、浄化槽を設置し、東側水路へ排水、雨水については雨水桝へ集水し地下浸透させる計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

ご苦労様でした。

次に、番号 3 番の案件について 11 番阿部路子委員より報告願います。

議 長 第 1 1 番 委 員

11 番阿部です。番号 3 番の案件について、現地調査の報告をいたします。

8 月 19 日の午後に、永岡地区の高橋幹夫委員、高橋寿一委員、小嶋教三委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

借受人である[]が[]の[]に伴い、駐車場及び工事材料の仮置き場等の用地として使用するため、貸付人である[]所有の田を賃貸借権の設定により借り受け、令和 9 年 2 月まで一時転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「農業振興地域内の農用地区域内農地」に該当しますが、6 カ月間の事業期間で工事用の駐車場及び資材置き場として使用しようとするものであることから、「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」という例外規定に該当すると判断します。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自

己資金により実施することを金融機関の残高証明書により確認しております。

周辺への被害防除措置としては、農地に形状変更を加えるものでもなく、敷き鉄板を用いるなどして損傷が生じないよう現状維持に留意する。工事完了後は、速やかに現状の農地へ復元する計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

また、申請地は、現在、[REDACTED]が借り受けておりますが、耕作者の同意を得ております。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

第 1 4 番 委 員

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

14 番渡辺です。番号 2 番の案件は、3 条議案と関連案件だと思いますが、土地が 3 条議案の場所と隣接しているのでしょうか。位置関係がどうなっているのか教えて下さい。

事 務 局

また、この地区には、集落排水となっていないのでしょうか。

14 番渡辺委員のご質問にお答えします。地図上どこであるかということですが、8 ページをお開き下さい。

左側に番号 2 と示されていますが、その斜線部が 5 条の 25-5 の土地です。3 条の 25-1 は、25-5 の北側と西側の土地です。もともとすべてが 25-1 という 1 筆の農地でしたが、住宅の土地として必要最低限の部分のみ転用するということが条件となるため、25-1 と 25-5 に分筆をし、転用以外の部分については、農地として耕作する目的で購入するものです。

こちらの場所については、集落排水が入っていない場所であるため、浄化槽を設置する計画となっています。

第 9 番 委 員

9 番宮本です。番号 1 番の案件について、転用理由に「良好な住環境を提供するため」とありますが、具体的にどうゆうことでしょうか。

事 務 局

9 番宮本委員のご質問にお答えします。良好な住環境についてですが、当該地は都市計画区域内であり、周りを住宅に囲まれているような場所となっています。宅地分譲をし、整った宅地を一团として形成することされることが良好な環境と捉えています。

第 1 0 番 委 員

10 番田口です。先ほどの渡辺委員のご質問でもあった番号 2 番の案件と、3 号議案についてです。

農地がタブレット上（現地確認アプリ）では、25-1 と 25-5 の場所が一筆で表示され、25-5 は表示されないのはなぜでしょうか。

また、25-1 を譲り受けた方が、4 条申請するものではないのでしょうか。

事務局 10 番田口委員のご質問にお答えします。タブレット上の地図に相違があることについてですが、タブレット上の地図については、国の方で管理しているデータであり、法務局の地番図等が表示されています。こちらは随時更新ではなく定期的な更新であるため、直近のものは反映されていません。今回の案件は令和 8 年 6 月の分筆であるため、タブレット上ではまだ表示されません。

なお、面積については、農業委員会で月 1 回更新していますので、面積については、すぐに反映されます。

また、譲渡人が分筆をして、それを譲受人へ所有権移転するので、4 条ではなく 5 条という取り扱いとなります。

議長 その他、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——討論なしの声あり——

議長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議長 挙手全員であります。
よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議長 日程第 7、議案第 3 号農地法の適用外証明願の審査についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号 1 番の案件について、2 番高橋義隆委員より報告願います。
2 番高橋です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。

第 2 番 委 員 8 月 20 日の午後に、南方地区の山路和弘委員、千葉次郎委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。
申請地は、XXXXXXXXXX 所有の田ですが、現在の利用状況は、宅地への進入路として利用されています。
農地以外の目的に供されるに至った経緯ですが、昭和 57 年頃、亡夫が宅地への出入りをしやすくするため既存の進入路の位置を東側にずらし、斜めに設置したとのことでした。
現在まで地目変更の手続きを怠っていた理由は、農地法に対する知識がなく、地目変更が必要という認識が無かった。今回、宅地分譲を進めるにあたり判明したとのことでした。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり宅地として利用されており、農地に復元することは困難であると認められます。

適用外証明できる範囲として、農地以外になってから20年を経過した土地で、農地として復旧することが困難と認められるものに該当することから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。

以上で現地報告を終わります。

議 長
第 7 番 委 員

ご苦労様でした。

次に、番号2番の案件について7番佐藤祝委員より報告願います。

7番佐藤です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。

8月19日の午前に、西部地区の坂井聡委員、倉田和久委員、高橋正則会長職務代理と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

申請地は、[] 所有の畑ですが、現在の利用状況は、一部宅地して利用し、それ以外は原野となっております。

農地以外の目的に供されるに至った経緯ですが、[] の宅地については、当初精米所として利用されていましたが、約40年前に農業を廃業し、精米所としても利用を終了。その後は、農機具等の保管場所として利用。[] の土地については、畜産業の廃業に伴い畜舎を解体し、現在も基礎部分が残存しています。それ以外は、農地として利用されておらず原野化してしまったとのことです。

現在まで地目変更の手続きを怠っていた理由は、平成30年に亡き父から相続したが、現況と登記の地目が相違していることに認識していなかった。相続後は、遠方に居住していたことから管理が不十分となり手続きを行わないままとなっていたとのことです。

現地を確認したところ、申請のとおり、一部の農地は、長年にわたり宅地として利用されており、それ以外の農地は、雑木が生育して原野化していることから農地に復元することは困難であると認められます。

適用外証明できる範囲として、農地以外になってから20年を経過した土地で、農地として復旧することが困難と認められるものに該当することから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。

以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号農地法の適用外証明願の審査について、相違ないことを証明することに賛成する委員の挙手を求めます。

———委員挙手———

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、相違ないことを証明することに決定しました。

議 長 日程第 8、議案第 4 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定
についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
事 務 局 【事務局 朗読説明】
議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長 議案第 4 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、
原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
———委員挙手———

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 9、議案第 5 号令和 8 年度岩手県農業委員会大会における農
業施策の充実に関する要請事項についてを議題とします。
事務局説明を求めます。

事 務 局 【事務局 朗読説明】
議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 4 番 委 員 4 番高橋です。先日の農政小委員会で、27 ページの 8 は、砂防ダム
ではなく、貯水ダムに変更したと思いますので、貯水ダムに変更願
いします。

事 務 局 4 番高橋委員にお答えします。27 ページの 8 は、砂防ダムではなく
貯水ダムに変更させていただきます。

議 長 その他、質疑ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 5 号令和 8 年度岩手県農業委員会大会における農業施策の充
実に関する要請事項について、原案のとおり決定することに賛成する
委員の挙手を求めます。
———委員挙手———

議

長

挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議

長

これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
令和8年第9回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さ
ました。

時間 14 時 30 分